号

都 市 再生 一緊急整 備 地 域及び特 ·定都· 市 再生緊急整備 地域を定める政令 \mathcal{O} 部を改 Ē する政令

内 閣 は 都 市 再 生 特 別 措置 法 平 成 十四四 年 法 律第二十二号) 第二条第三項 及 び 第 五. 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ

 \mathcal{O} 政 令を 制 定す Ź。

都 市 再生緊急整 備 地 域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令(平成十四年政令第二百五十七号) 0

部を次 のように改 正す る。

第 条 \mathcal{O} 表 札 幌 駅 大 通 駅 周 辺 地 域 \mathcal{O} 項 中 札 幌 駅 大 通 駅 周 辺 地 域」 を 札 幌 都 心 地 域 に、 市 道

大 通 南 線、 市 道 東二丁 目 線、 般国 道 十二号線 般 玉 道 五 号線、 市 道 北 五. 条線 及 び を \mathcal{O} 東 側 端 線 市

道 南 条線、 市 道東二丁 ,目線、 市 道大通南 線、 市道. 東 匹 丁 自線、 市 道 北三条線の 南 側 端 線 中 央区 北三 条 東

+五. 丁目百二十四番 一と同区北三条東十四丁目二百 八十四 番 五、 同区 北三条東十五丁目百二 十四四 [番二、 同 丁

目 百二十 兀 |番三及 び同 区 北三条東十 匝 丁 **目二百** 八十四 番 との境界線 同 区 北三条 東十五 丁 目 百 二十四 番

及び 東 区 北 兀 条 東 十六 丁 目 十六番 لح 同 区 北 兀 条 東 + 五. 丁 目 1十六番 との 境 界 線 中 央 区 لح 東 区と \mathcal{O} 区 界線 カン 5

四十 メ } ル 北 側 \mathcal{O} 線 札 幌 巻 都市 計 画道路 八• 七・三十八苗 穂駅 前 広場 連絡步 道 \mathcal{O} 東 側 及び 北 側 端 線 に 相

番 北 番 札 当する線、 丁 + 線、 目 八 幌 五. لح 巻 لح 番 同 同 都 区 \mathcal{O} 兀 区 市 境界線、 لح 北 計 市 北 0 道 七 画 五 条東四 道 東十一 境 条 界線、 路三・ 東 同 八 丁 丁 丁 丁 ,目南: 目 同 匹 目 目 + 都 <u>-</u>+ 番 五. 百 線、 市 五、 番 計 番三 八 札 五. 画 東八 幌 十八と同 同 道 十 圏 丁 路 丁 都 目 七 \mathcal{O} 八 西 لح 目 市 丁 番二十 0 計 側 端 目八 境 篠 画 <u>[道路</u> 界 路 線 番 に 線 通 七 + 相 \mathcal{O} 莊 当 同 東 同 1 す 兀 区 側 る線、 端 同 目八番二十七及び 北 • 四十 丁 六 線 目 条 に 市道 東 苗 相 八 当す 番二十 穂駅 八 北 丁 六 目 る 連 絡 条線 線 九 十 二 及び 同 通 丁 の北 \mathcal{O} 番 同 同 目 北 区 五. 八 北 側 区 + 側 番 端 北 端 六 八 六条 二十八 条東 線に 線、 と同 東 市 八 相 区 と同 匹 道 北 丁 自二 丁 東 五. 条 目 1 五. 八 目 百 丁 東 番 八 目 八

三十 五. 十五 ك نے $\overline{\mathcal{O}}$ 同 番 境界 の 丁 兀 境 + 目 線、 界 + 九 五 と 線 番 同 市 道 十六、 同 区 東三丁 北 区 六 北 条東 同 七 İ 丁 条 線 目 東 兀 十五 丁 匹 目 丁 般道道 番 目 十七、 番二と + 五 花 番 畔 同 五. \mathcal{O} 十八、 札 丁 境 幌 界 目 + 線 線 並 五 同 び 番 同 丁 に 十八 区 目 北 + に、 及び 七 五. 条 番 同 東 六十七、 道路 三丁 丁目二 \mathcal{O} 目 中 番三と + 同 心 五 丁 線 番 目 同 六 + + 区 五 北 六、 を 番 六条 兀 「線 + 同 八 東三丁 丁 都 及 目 び +市 計 目 同 五 画 番 丁 番 道 + 目

篠路 路 通 に、 \mathcal{O} 西 側 「 及 び 端 線 ___ に 般 相 当す 玉 道 る線 五. 号 線 との 交会点 を カン 市 5 道 市 北三条 道 東 線 五. 及 丁 Ű 目 北 札 線 幌 との 巻 都 交会点までの 市 計 画 道 路三・ 市 匹 道 汇 六条 <u>一</u> 十 線 八 以 東 外 八丁 \mathcal{O} 道 目 路

」に、「東側端線」を「中心線」に改める。

第一条の表札幌北四条東六丁目周辺地域の項を削る。

第一条の表京都駅南地域の項を次のように改める。

線)で囲まれた区域	
の境界線を延長した線及び鴨川を経て起点に至る線(道路又は河川にあっては、その中心	
車場線、市道八条通、市道南第三経一号線、下京区屋形町十七番と同区屋形町十八番五と	
線、一般国道一号線、市道東寺道、市道新町通、市道南第四緯五号線、府道伏見港京都停	
順次同府道、市道安寧経二号線、市道梅逕経一号線、市道梅逕経三号線、市道安寧緯六号	辺地域
京都市下京区及び南区の区域のうち、鴨川と府道梅津東山七条線との交会点を起点とし、	京都駅周

第一条の表神戸三宮駅南地域の項を次のように改める。

	臨海地域	駅周辺・	神戸三宮
新港町と加納町六丁目、浜辺通六丁目及び小野浜町との境界線、小野浜町五番及び小野浜	車場線、市道生田前線、市道鯉川線、市道花時計線、市道東町線、市道葺合南六十号線、	点とし、順次同市道、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、県道新神戸停	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南百四十三号線と市道若菜神戸駅線との交会点を起

港湾 道三宮 線 線) 1 町三番と小 を 区 延 計 域 で 長 拼 線 に 画 に 限 L 並 ま た線以 お る。 び 野 れ 浜 に V た 7 区 市 町二番との 域、 埠ふ に 南 道 葺 頭 限 \mathcal{O} 用 区 る。 合 小 域 南 地として定められ 野 に 境界線、 浜 百 . 限 四十三号線を経 \mathcal{O} 町 る。 区 $\widehat{\Xi}$ 域 及びこ 番 及び四 般国道二号線、 (臨 た区 港 れ に 7 番 地 域並 ·起点 を除 隣 区 接 内 びに一 <_ に す \mathcal{O} る道 至 市道 区 る 域 **一**葺合南 線 番 路 で \mathcal{O} 区 あ \mathcal{O} (第 **(道** 域 区 0 域 7 路 百四十 突堤基部 分区 に 並 び あ 12 が 四号線、 0 て 新 指 防 港 定 は さ 波 町 堤 そ 市道 れ 神 0 7 \mathcal{O} 南 中 六 戸 1 甲 端 港 心 な

第 条 \mathcal{O} 表 尚 Ш 駅 東 表 町 地 域 \mathcal{O} 項 を 次 \mathcal{O} ょ うっに 改 8) る

地 出 辺 域 • Ш 表 駅 町 周 線、 五号線、 同 四号線、 出 市 市 Ш 道 道 市 市 本 道 北 町 市 市 市 下 区 道 道 道 石 \mathcal{O} 柳 井 駅 南 蕃 区 + 方 町 域 元 Щ 兀 線、 町二号線、 町 \mathcal{O}]号線、 柳 う 五. 一号線、 ち、 町 市 線、 道 県道 市 東 道 市 市 市 島 道 道 道 東 後 田 町 島 駅 奉 野 楽 還 町 田 田 園 元町二十号線、 内 町 屋 線 六十一号線、 町 Щ لح 十 下 市 下 -六号線、 線、 石 道 井線、 天 神 市 道 市 町 道 市 市 六 富 市 駅 道 道 道 号 田 線と 南 元町 奉 野 町 湿 方 田 十二号: 富 \mathcal{O} 町 屋 柳 町 交会点を起 田 線、 号線、 町 + 線 線 号線、 市 市 道 市 道 点 般 道 田 町 下 奉 市 とし、 玉 還 道 石 道 号線 二号線 井三 駅 町 兀 前 順 号 + 町 次

市 道 田 町二号線、 市道 田 町三号線、 市 道 田 町 八号線、 般国道五十三号線 市 道 柳 町 表

町 線 県道 出 Щ 吉 1井線 及 び 県道: 後 楽 遠 線 を経 7 起点 に · 至 一る道 路 \mathcal{O} 中 心 線 で 囲 ま れ た区 域

条 \mathcal{O} 表 備 考 第 号 中 札 幌 駅 大 通 駅 周 辺 地 域 札 幌 北 兀 条 東 六 丁 目 周 辺 地 域 京 都 駅 南 地

第

域」 及び 神 戸三宮 駅 南 地 域」 を 削 り、 同 表 備考第三号中 尚 Щ 駅 東 表 町 地 域 を 削 り、 同 表備 考に

次の一号を加える。

八 札 幌 都 心 地 域、 京都 駅 周 辺 地 域、 神 戸三宮駅 周 辺 臨 海 地 域 及び 尚 Ш 駅 周 辺 表 町 地 域 平成二十

五年五月二十四日

第二 条 \mathcal{O} 表 札 幌 駅 大 通 駅 周 辺 地 域 \mathcal{O} 項 中 札 幌 駅 大 通 駅 周 辺 地 域」 を 札 幌 都 心 地 域 に、 市 道

大通 南 線 を \mathcal{O} 東 側 端 線、 市 道 南 条線」 に、 市 道 北 五. 条線及び」 を (D) 東 側 端 線 市 道 北 五. 条 線

市 道 東二丁 目 線、 市道 北 六条 線 \mathcal{O} 南 側 端 線、 同 区 北 五. 一条東四 丁 目 番 及 び 同 丁 目 番 五. と同 丁 目 番 云と

 \mathcal{O} 境 泵 線 同 区 北 五 条 東 五. 丁 目 番三と同 丁 目 番二との 境界線、 市 道北 兀 • 五. 条 東 五. 丁 目 線 \mathcal{O} 西 側 端 線

市 道 北 兀 東 五 中 通 線 \mathcal{O} 西 側 端 線 中 央区 北三条 東 五. 丁 目 五. 番 六 + 七 同 丁 目 五 番 六 + 同 丁 目 五 番 八 十六、

同 丁 目 五. 番 六十 五. 同 丁 目 五. 番六 + 同丁 目 五. 番 兀 十六、 同 丁 月五. 番 兀 + 七、 同 丁 目 五. 番 五. 及 び 同 丁 自五

界 東 路 + 側 番 十 び 番 九 \mathcal{O} 目 \mathcal{O} 端 線 八 線 六 +南 九 \equiv 同 九 + T 丁 丁 لح + 九 区 線 側 同 匹 北 番 端 同 目 目 札 目 九 番三 と同 都 南 幌 +<u> _</u> と 線 \equiv 区 市 条 二十八 百 六 北 道 市 線 巻 に \equiv 及 番 東 同 北 区 計 都 相 北三条 条 CK 当 番 لح 画 札 市 +Τ 几 三十 条 東 幌 同 兀 東 道 計 同 目 す 路 八 + る 線 巻 画 区 丁 丁 九 東三丁 道 都 北 目 兀 + 線 \mathcal{O} 七 T 目 との 路 主 西 兀 丁 九 九 目 市 百 要 八 条 目二 + 番 側 計 市 端 境 篠 六 市 目 画 東 八 九 渞 界 + 路 道 七 + 百 番 及 線 東 道 五. 六と 番三 線 路 真 五. 八 に 通 几 び 九 \equiv + 駒 番 相 \mathcal{O} 七 T 同 丁 当す 十 + 東 同 匹 \mathcal{O} 内 目 丁 目 兀 کے 境 九 番 南 篠 区 側 八 十 目 との る 端 界 路 北 苗 六 \mathcal{O} 五. 九 線 • 線 六 線 番 境 線 + 穂 線 兀 \mathcal{O} 駅 界 境 条 + と 同 九 東 に \mathcal{O} 苗 東 相 線 区 東 界 \mathcal{O} 番 側 市 前 市 当 道 穂 境 北 道 \equiv 端 線 八 広 側 線、 す 場 と 北 丁 駅 界 三 北 端 同 Ź 条 連 三 \mathcal{O} 線、 六 目 連 線 区 市 線 条 条 + 絡 境 絡 北 東 道 市 界 北三条線 線 中 線 札 通 歩 三 +道 条 道 番 央 五. 線 北 同 \mathcal{O} 幌 \mathcal{O} \mathcal{O} 北 北 区 東 丁 南 巻 五. 区 \mathcal{O} 東 条 北 + لح 側 側 十 目 側 同 都 六条 端 百二十 端 端 八 側 東 五. 区 線 市 \mathcal{O} لح 及 線 北 計 南 線 線 丁 区 \mathcal{O} 東 に び لح 南 側 同 画 目 \equiv |条東・ 端 市 八丁 相 北 兀 同 道 区 \mathcal{O} 百 側 1当す 三 十 番二、 区 路 線、 端 道 北 側 区 + 端 界 東 目 北 線 七 五 、る線、 三丁 一百 線 三条 市 条 五. 線 几 東 に 番 道 同 兀 丁 か 同 北 相 丁 東 目 八 5 目 区 当す 番 札 北 目 + 兀 \equiv 北 丁 兀 及 九 東 + 五. + 線 幌 び 百 + 目 八 لح 条 る 東 丁 苗 六 巻 九 メ + 同 線 番 東 穂 中 同 番 区 都 目 北 兀 白二 匹 区 駅 通 区 \vdash 市 北 لح 北 番 計 几 連 線 市 ル 十 丁 条 \equiv 絡 七 \mathcal{O} 五 道 北 同 \mathcal{O} 画 及 条 条 東 東 境 道 側 東 几 T 目 通

十六、 道東三丁 区 東四 同 般国 北 市 区 同 道 六 北 丁 丁目一番五、 目十 北 条東四 道 同丁目十五番十七、 七 自線、 条 五. 条 号線」 五 東 線、 匹 丁 番 目一番二との 丁 五 般道 市道: を 十八 同丁目八番二十一、 目 + 北三 道 と 同 五. 花 番 一東六中 般 畔 同丁目十五 丁 五. 十八、 札 境界線、 玉 目 八番 幌 道 線 通 五. 線及び 一号線、 並びに」 + 同 番十八及び同丁目二 同丁目八番二十七及び同丁目八番二十八と同丁目八番十五との境界線 同 丁 五. 区 目 十五 市 市 北七条東三丁 同 に、 道東 道 丁 · 目八 に 北 番六十七、 九 六条線、 道 番二十 丁 路 目 \mathcal{O} 目十五番六十六、 南 中心線 九 番三と同区北六条東三丁 線 市 同 以 道 及 丁 外 び 北 目 \mathcal{O} + 兀 同 道 区 • 五 路」 五. を 北 番 六 条 兀 「線 条 に、 東 同 + 東四 丁 八 五. (都 自十 及 丁 東 び 丁 目 市 側端 線、 自一 計 五 同 目 番 画 八 丁 (番三十) 番 線 道 + 市 目 十 五 路 道 五. との境 北 を との 同 番 匹 中 に、 東 丁 兀 、界線、 境界 心 目 + 五. 線」 中 + 「 及 び 九 五. と 線 通 に 線 市 番 同

第二条 の表名古屋駅周辺 伏見・ 栄地域 の項を次のように改める。 改める。

見・栄地	周辺・伏	名古屋駅
市道伊勢町通、	線との交会点を起点とし、	名古屋市東区、
市道本重町通、	順	西区、中村区、
市道木挽町通、	次同市道、市道外	中区及び中川区のうち
市道錦通、	堀町通、	`
市道江川線、	市道大津通、一	市道泉第七号線
市道上笹島町線、	般国道十九号線、	道泉第七号線と市道外堀相生町

道 号線、 市 蔵 知 丁 まライブ二十 几 同 武平 名 通 番 丁 目 市 道堀内町第一号線、 自五十 駅 道 五. との境界線、 -町線並 南線、 + 駅 市 般 道 西 番 玉 牧 第 十と同 道 兀 野 びに市道泉第七号線を経て起点に至る線 市 番七と同 号線、 十 土 第五 道 -九号線、 同区下 地 日 1 置 区 十三号線、 自 市道 下 画 丁目二百五十二番との境界線、 市 整 五. 道 広 米野町一丁目五十五 市道 十 一 井 理 駅西第七十二号線 !広井町第二号線、 線、 事 番 入江 業 中 八、 市 区 村 町 道 画 区 [道路. 下 同丁 平. 通、 広 池 市道伊 井町 十三—二号線、 目六十番十二及び同 町 番一と同丁目 兀 市道名駅第十五号線、 線、 市 丁 勢町 道牧 目 市 野 通、 同丁目五十一番六と同丁目二百 番三と同 道 (道路にあっては、 江 第四十三号線、 五十五 市道若宮大通 \prod 同 線 区 丁 丁 画 自六十年 市 道 目 番二との境界線、 道下 路 市道駅西第四十七号線 番二と 九 市 | _-番五との 笹 その中心は 市 道 島 号 道 0 牧 町 線 武 線、 境 野 境界 第四 平 界 通 市 ささし 市 十六 五. 線 道 道 で 市 愛 + 三 同

第 条 \mathcal{O} 表 備 考 中 平 成二十三年 十 月 + 日 を 次 \mathcal{O} 各号に掲 げる地域ごとに、 当該各号に定め Ś 日

に改め、同表備考に次の二号を加える。

囲

ま

れ

た区

域

横浜都心・臨海地域、 川崎殿町・大師河原地域、 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、 大阪コス

モスクエア駅周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日

札幌都心地域及び名古屋駅周辺・伏見・栄地域 平成二十五年五月二十四日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

都市再生緊急整備地域として定められている札幌駅・大通駅周辺地域等四地域の区域を拡大するとともに

特定都市再生緊急整備地域として定められている札幌駅・大通駅周辺地域等二地域の区域を拡大する等の

必要があるからである。